

若狭おばまブランド認証制度

御食国の魅力あふれる

若狭ものを応援します。



認証No. 1 : 若狭かれい



認証No. 2 : 若狭塗箸



認証No. 3 : 谷田部ねぎ



御食国
若狭
おばま

若狭おばまブランド推奨機構

このマークが品質を保証し、
業績向上をバックアップします。

若狭おばまブランド推奨機構

小浜市商工振興課 TEL.0770-53-1111 (内) 224,226

小浜商工会議所 TEL.0770-52-1040

魅力ある若狭ものを「若狭おばまブランド」として認証します。

若狭おばまブランド推奨機構では、本物の若狭ものにこだわった魅力ある商品等を「若狭おばまブランド」として認証します。若狭おばまならではの素材・製法・技術・商法等を使ったもの、または市内で生産・製造・加工された、皆様ご自慢の商品等の申請をお待ちしています。

■申請資格（すべてに該当）

- ①小浜市内に住所または事業拠点があるもの。
- ②物品の製造・販売等について法令上の規定に違反していないこと。
- ③責任者・責任の所在が明確であり、苦情・要望などへの処理体制が確立していること。
- ④推奨機構が適当と認めるもの。

■認証基準（必須以外はいずれかに該当）

1. 独自の素材・資源に関する基準
- ①若狭ものの魅力をアピールする若狭おばまブランドの理念に合致するもの。（必須）
- ②若狭おばまならではの製法・技術等を用いたもの。
- ③名称・意匠・材料が若狭おばまにちなむもの。

④他地域に対し優位性・独自性を打出せるもの。

⑤他の特許品・登録品の模造品でないこと。（必須）

2. 産地に関する基準

- ①市内で生産・製造・加工されたもので、最終消費者が使用するもの。
- ②市内で生産された一次産品のうち、最終消費者が使用するまでに何らかの加工を必要とするが、加工により本質的に変化しないもの。

3. 品質に関する基準

- ①意匠・技術・色彩・包装・品質等が優良なこと。
- ②商品の特性に応じた適正な生産・製造・流通体制が整えられているもの。

以下、必須条件

- ③業界での製造基準・表示義務を満たしているもの。
- ④製造・販売について、法令による許可・認可が必要なものは、当該許可・認可を得ていること。
- ⑤食品衛生法・計量法・不当景品類及び不当表示防止法・観光土産品の表示に関する公正競争規約等の関係法令に違反しないこと。

申請から認証までの流れ

- ①認証を希望される方は、若狭おばまブランド推奨機構事務局に資料等を請求してください。
- ②申請書類に必要事項を記入し、当機構の示す期日までに申込んでください。
- ③事務局は審査会に付議します。その際、見本が必要なものについては提出をお願いしますのでご協力ください。また、必要に応じ現場確認を行いません。
- ④審査会で審査し、若狭おばまブランドに相応しいと認められた場合には、認証書を交付します。
- ⑤認証書の交付を受けた後、商品・印刷物等に「若狭おばまブランド」等の文字・マークが使用できます。
- ⑥「若狭おばまブランド」等の文字・マークの使用にあたっては当機構の認証表示規格を守ってください。
- ⑦認証された商品等は、当機構が印刷物、ホームページ等で公表し、PRします。
- ⑧認証の有効期間は3年間です。更新をする場合は、期間満了1月前までに更新手続きをしてください。
- ⑨認証された商品等に内容の変更があったときには、すみやかに当機構に報告してください。

* くわしくは推奨機構事務局にお問合せください。

FAX. 0770-52-1401



資料請求票（FAX 送信票）

年 月 日

フリガナ	フリガナ
事業所名 <small>(個人の場合は屋号または個人名)</small>	代表者名
フリガナ	
担当者名	所属部署
所在地 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
TEL. 0770()	FAX. 0770() E-mail /

認証希望産品

* ご記入いただいた個人情報、若狭おばまブランド認証事業の資料作成や情報提供のために利用させていただきます。お問合せ・認証のお申し込みは _____



若狭おばまブランド推奨機構

小浜市商工振興課 〒917-8585 小浜市大手町 6-3 TEL. 0770-53-1111 FAX. 0770-52-1401
小浜商工会議所 〒917-8533 小浜市大手町 5-32 TEL. 0770-52-1040 FAX. 0770-53-3567